函館市からのお知らせ

ひとり親家庭等雇用促進補助金のご案内

目的

ひとり親家庭の父母等を継続雇用した事業者に国から支給される助成金に,市独自で補助金を上乗せ支給することにより,雇用の促進を図ることを目的としています。

補助内容

国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースに限る)の支給決定金額の半額を 補助金として交付します。

補助対象

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定(※1,2)を受けた事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)対象労働者(※3)が勤務する事業所が、市の区域内に所在すること。
- (2) 対象労働者が市の区域内に居住するものであること。
- (3) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業を営む者
 - イ 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
 - ウ 函館市に納付すべき税を滞納している者
 - 工 函館市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年函館市条例第15号)第2条 第1号に規定する暴力団,同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例 第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者
 - オ その他市長が不適当と認める者
- ※1 助成金の支給対象の起算日が令和元年7月8日以降のものを対象
- ※2 対象労働者に対して複数回の助成金の支給決定がある場合は、支給決定されるごとに補助金の申請が可能
- ※3 助成金の支給決定に係るひとり親家庭の父母等

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

母子家庭の父母等を,雇用保険の一般被保険者として継続して雇用する事業主に対して, 6ヶ月雇用するごとに助成金を支給し,賃金の一部を助成することで,雇用機会の増大を 図ることを目的としています。

【助成金額】

- ・短時間労働者以外(1週間の労働時間30時間以上):30万円
- ・短時間労働者(1週間の労働時間20時間以上30時間未満):20万円
- ※この助成金については、ハローワーク函館(TEL 26-0735)へお問い合わせください。

《お問合せ先》 函館市経済部雇用労政課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話: (0138) 21-3309 FAX: (0138) 27-0460

E – Mail: koyo@city.hakodate.hokkaido.jp

ホームページ:https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019081400058/



ひとり親家庭等雇用促進補助金の申請方法

① 特定求職者雇用開発助成金申請

※対象労働者を6ヶ月雇用後2ヶ月以内

② 助成金の交付決定

事

③ひとり親家庭等雇用促進補助金申請

業

者

※ <u>助成金の支給決定日の翌日から</u> 60日以内に下記の書類を提出

【申請書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 収支決算書
- ③ 特定求職者雇用開発助成金の申請書と 支給決定通知書の写し
- ④ 対象労働者の出勤簿および 賃金台帳の写し
- ⑤ 対象労働者の住所を確認できる書類※ ※ 児童扶養手当証書や住民票の写し (発行3ヶ月以内のもの)のコピー
- ⑥ 申請者の納税証明書
- ⑦ 口座振替払依頼書
 - ④ 補助金の交付決定
 - ⑤ 補助金の交付

涿

館

市

/ \

I

ワ

ーク